

議 第 6 6 号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）6 月 5 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成 27 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 1 号中「保育士」の次に「（新潟県が法第 18 条
の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又
は新潟県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士）」
を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第2号）

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（当該年度中に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士（新潟県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は新潟県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（当該年度中に研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>